

奈良県告示第九十号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社南都銀行	売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
		桜井市大字桜井二八一番 地の四 株式会社南都銀行 桜井支店	桜井市大字桜井一二五九 番地 株式会社南都銀行 桜井支店